

彙報

厚生省研究所人口民族部の移轉

厚生省研究所人口民族部は昭和十九年八月芝罘白金三光町四二五番地(聖心女學院内)に移轉したが、終戦に伴ひ廳舎を重ねて移轉することとなり、昭和二十年十月同區田町二丁目三番地(厚生省研究所産業安全部内)に引越した。

厚生省官制の改正

終戦に伴ひ厚生行政事務の社會、勞務等に於ける重要性の加重せられる情勢に即應して昭和二十年十月二十六日厚生省官制中左の如く改正公布せらるゝと共に、新に臨時防疫局の設置を見、又之と同時に厚生省分課規程の改正が行はれた。

厚生省官制中改正(昭和二十年十月二十日勅令第六百九號)

第三條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

- 健民局
- 衛生局
- 社會局
- 勞政局
- 勤勞局

保險局

第四條 健民局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項
- 二、武道、體育運動其ノ他體育訓練ニ關スル事項
- 三、母性、乳幼児及兒童ノ保護指導ニ關スル事項
- 四、其ノ他人口ノ涵養及健民生活ノ指導ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第五條第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改ム

- 四、疾病ノ豫防ニ關スル事項
- 五、體力管理ニ關スル事項
- 六、勤勞衛生ニ關スル事項
- 七、其ノ他國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第六條 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、救護及救療ニ關スル事項
- 二、戰時災害保護ニ關スル事項
- 三、社會福利施設ニ關スル事項
- 四、其ノ他社會事業ニ關スル事項
- 五、住宅ニ關スル事項

第七條 勞政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、貸銀、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項
- 二、勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項
- 三、其ノ他勤勞ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第七條ノ二 勤勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、勤勞ノ需給ニ關スル事項
- 二、復員ニ伴フ職業対策ニ關スル事項
- 三、職業紹介ニ關スル事項
- 四、職業指導及職業訓練ニ關スル事項

第九條中「勤勞局參與」ヲ「勞政局參與」ニ、「勤勞局」ヲ

「勞政局」ニ改ム

第九條ノ二ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時防疫局の設置

勅令第六百一十一號(昭和二十年十月二十六日)

大東亞戰爭ノ終結ニ伴フ檢疫並ニ急性傳染病ノ豫防及性病ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲臨時厚生省ニ臨時防疫局ヲ置ク

局長ハ按監ヲシテ之ヲ兼ネシムルモノトス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

厚生省分課規程中改正

第六條 健民局ニ左ノ三課ヲ置ク

- 企畫課
- 母子課
- 體鍊課

第七條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項
- 二、國民優生法ノ施行其ノ他民族衛生ニ關スル事項
- 三、健民生活ノ指導ニ關スル事項
- 四、國立公園其ノ他公園ニ關スル事項
- 五、他ノ主管ニ屬セザル人口ノ涵養及體力ノ向上ニ關スル事項

第八條 母子課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、妊産婦及乳幼児ノ保健及保護ニ關スル事項

- 二、妊娠婦及乳幼児ノ榮養確保ニ關スル事項
- 三、保育施設及母子愛育施設ニ關スル事項
- 四、結婚及出産ノ獎勵ニ關スル事項
- 五、其ノ他母性、乳幼児及兒童ノ保護指導ニ關スル事項

第九條 體鍊課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、體育ノ普及獎勵ニ關スル事項
- 二、體育運動團體ニ關スル事項
- 三、體育施設ニ關スル事項
- 四、其ノ他體育ニ關スル事項

第十條 衛生局ニ左ノ四課ヲ置ク

- 醫務課
- 藥務課
- 保健課
- 醫療課

第十一條 醫務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、醫師、齒科醫師其ノ他醫療關係者ニ關スル事項
- 二、國民醫療法ノ施行ニ關スル事項
- 三、他ノ主管ニ屬セザル國民ノ保健衛生ニ關スル事項

第十二條 藥務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、藥事法ノ施行ニ關スル事項
- 二、醫藥品、醫藥部外品、醫療機械器具其ノ他衛生資材ニ關スル事項
- 三、製藥監理官事務所ニ關スル事項
- 四、藥用植物ノ栽培及採取ニ關スル事項
- 五、阿片、毒物及劇物ニ關スル事項
- 六、其ノ他藥事ニ關スル事項

第十三條 保健課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、保健所及保健婦ニ關スル事項
- 二、國民體法ノ施行ニ關スル事項但シ體力検査後ノ措置ニ關スル事項ニシテ療養指導及療養措置命令ニ關スルモノヲ除ク
- 三、榮養ニ關スル事項
- 四、飲食物ノ衛生ニ關スル事項
- 五、清掃衛生及多衆集合場所ノ衛生ニ關スル事項
- 六、水道及下水道ニ關スル事項
- 七、屠場及屠畜ニ關スル事項

第十四條 醫療課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、結核ニ關スル事項
- 二、健民修鍊ニ關スル事項
- 三、癩ニ關スル事項
- 四、トラホーム其他慢性傳染病ニ關スル事項
- 五、精神病、寄生蟲病、原蟲病及地方病ニ關スル事項
- 六、勤勞衛生ニ關スル事項但シ體力管理ニ關スルモノヲ除ク

第十五條 衛生局ニ東京製藥監理官事務所及大阪製藥監理官事務所ヲ置ク

- 製藥監理官事務所ニ於テハ醫藥品製造工場ニ於ケル生産其ノ他經營ニ關シ醫藥品ノ供給確保ノ爲ニスル
- 韓旋、指導及監督ニ關スル事項ヲ掌ル

第十六條 社會局ニ左ノ三課ヲ置ク

- 保護課
- 福利課
- 住宅課

第十七條 保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、救護及救療並ニ權災救助ニ關スル事項
- 二、戰災援護ニ關スル事項
- 三、方面委員ニ關スル事項
- 四、他ノ主管ニ屬セザル社會事業ニ關スル事項

第十八條 福利課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、同和事業ニ關スル事項
- 二、興生事業ニ關スル事項
- 三、公益質屋ニ關スル事項
- 四、社會福利施設ニ關スル事項

第十九條 住宅課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、住宅ニ關スル事項
- 二、住宅營團ニ關スル事項

第二十條 勞政局ニ左ノ三課ヲ置ク

- 勞政課
- 管理課
- 給與課

第二十一條 勞政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、一般勤勞政策ニ關スル事項
- 二、勤勞者ノ組織ニ關スル事項
- 三、勞働爭議ニ關スル事項
- 四、勤勞情勢ノ調査ニ關スル事項
- 五、他ノ主管ニ屬セザル勤勞ニ關スル事項

- 一、工場法其ノ他勤勞管理法令ノ施行ニ關スル事項
- 但シ他ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク
- 二、勤勞者ノ教養訓練ニ關スル事項
- 三、勤勞能率ノ増進ニ關スル事項
- 四、勤勞者ノ厚生ニ關スル事項
- 五、其ノ他勤勞管理ニ關スル事項

第二十三條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、貨銀、給料其ノ他給與ニ關スル事項

二、勤勞者ノ扶助及援護ニ關スル事項

三、勤勞者用物資ニ關スル事項

第二十四條 勤勞局ニ左ノ三課ヲ置ク

企畫課

業務課

補導課

第二十五條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、勤勞需給ニ關スル一般的企畫ニ關スル事項

二、勤勞需給狀況ノ一般的查察ニ關スル事項

三、職業ニ關スル登録其ノ他調査統計ニ關スル事項

四、職業適性ノ調査ニ關スル事項

五、勤勞署ニ關スル庶務一般ニ關スル事項

六、職業行政關係職員ノ養成及訓練ニ關スル事項

七、他ノ主管ニ屬セザル勤勞需給ニ關スル事項

第二十六條 業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、復員對策ノ實施ニ關スル事項

二、勤勞要員ノ斡旋充足ニ關スル事項

三、勤勞者募集ニ關スル事項

四、職業指導ニ關スル事項

第二十七條 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、職業補導ニ關スル事項

二、職業訓練ニ關スル事項

三、土建其ノ他日傭務ノ斡旋充足ニ關スル事項

四、授産及内職施設ニ關スル事項

第二十八條 保險局ニ左ノ三課及一所ヲ置ク

庶務課

保險課

年金課

健康保險指導所

第二十九條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、社會保險制度ノ調査企畫一般ニ關スル事項

二、社會保險審査會ニ關スル事項

三、厚生保險特別會計業務勘定ニ關スル事項

四、他ノ主管ニ屬セザル社會保險ニ關スル事項

第三十條 保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、健康保險法施行ニ關スル事項

二、勞働者災害扶助責任保險法ノ施行ニ關スル事項

三、厚生保險特別會計健康勘定及勞働者災害扶助責任保險特別會計ニ關スル事項

四、國民健康保險法ノ施行ニ關スル事項

第三十一條 年金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、厚生年金保險法ノ施行ニ關スル事項

二、船員保險法ノ施行ニ關スル事項

三、厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

第三十二條 健康保險指導所ニ於テハ健康保險被保險者ノ健康保持ニ關スル施設ノ調査及指導ニ關スル事項ヲ掌ル

第三十三條 臨時防疫局ニ左ノ二課ヲ置ク

防疫課

檢疫課

第三十四條 防疫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、急性傳染病ニ關スル事項

二、性病ニ關スル事項

第三十五條 檢疫課ニ於テハ海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項ヲ掌ル

第三十五條 檢疫課ニ於テハ海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項ヲ掌ル

大東亞戰爭終結に伴ふ國民勤勞動員令施行上の應急措置

戰爭終結に伴ひ、軍需産業部門に於ける老大な人員を、迅速且つ圓滑に民需産業部門に轉換せしめ、以て勤勞秩序の混亂を防止せんと欲し、厚生省當局は應急措置として、昭和二十年八月二十一日國民勤勞動員令施行上左の如き措置を採ることとし、之を各地方長官に通牒すると共に、同月二十三日告示第八十六號及第八十七號を以て既存の諸規定の改廢を公示した。

一、解雇退職の制限に關しては近く通牒相成可き「工場事業場従業者の戦後應急措置に關する件」に依り措置すべきこと

二、男子就業の禁止又は制限は之を廢止すること（令第七條則第九條別紙告示參照）

三、土建等日傭統制を除き雇入就職に關する規制は之を廢止すること（令第十八條則第二十九條別紙告示參照）

四、理科系學校卒業者雇入制限は之を廢止すると共に從來の雇入制當は之を取消すこと（令第十八條則第十八條別紙告示參照）

五、勞務供給業者に依る従業者の使用又は從業の制限は之を事實上停止すること（令第五十六條則第六十九條）

厚生省告示第八六號（昭和二十年八月二十三日）

昭和十三年八月厚生省告示第百十九號（國民勤勞動員令施行規則第十八條ノ學校指定ニ關スル件）、昭和十三年八月厚生省告示第百二十號（國民勤勞動員令施行規則第十八條ノ學科指定ニ關スル件）、昭和十六

行規則第十八條ノ學科指定ニ關スル件）、昭和十六